



2022年2月25日

各 位

会 社 名 新日本電工株式会社
代表者名 代表取締役社長 青木 泰
(コード番号:5563 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 田中 徹
(電話 03-6860-6800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更の議案を、2022年3月30日開催予定の第122回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生予定日：2022年3月30日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第16条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>第1条～第16条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第32条（条文省略）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第33条 （条文省略）</p> <p>2. （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>第18条～第32条（現行どおり）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第33条 （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第34条～第47条（条文省略）</p>	<p>第34条～第47条（現行どおり）</p>

<新 設>

(附 則)

1. 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。